

第1章 韓国における産業廃棄物・リサイクル政策

鄭 城尤¹

第1節 廃棄物・リサイクルに関連する中・長期的計画および法令

韓国における環境管理は、1977年に制定された「環境保全法」を中心に行われてきた。1990年には、同法の廃止とともに関係法規の細分化が進み、「大気環境保全法」や「水質環境保全法」に見られるように、汚染原因ごとによる管理が図られた。そのうち、「環境政策基本法」は、「環境権」や「汚染者負担原則」を規定するなど、基本法としての地位を有している。

「固形廃棄物」の効率的管理のために、「廃棄物管理法」が1986年に公布・施行された。同法においては、廃棄物の定義や分類基準などの廃棄物管理における全般的な事項が規定されている。

韓国における廃棄物・再活用関連の基本的法令は、以下の通りである。

表1 韓国における廃棄物・再活用関連の法令

法令(制定) / 最終改正	概要	原文(韓国語)へのリンク
廃棄物管理法(1986)/2007.1.3	廃棄物分類基準、廃棄物処理基準、廃棄物処理計画などを規定	「環境部」のウェブ・サイト www.me.go.kr の法令パートで検索可能。
資源の節約と再活用促進に関する法律(1992)/2007.1.3	包括的再活用政策の方向、預置金制度、廃棄物賦課金制度などを規定	
廃棄物の国家間移動及びその処理に関する法律(1994)/2001.1.16	「バーゼル条約」の国内履行を目標として制定	
廃棄物処理施設設置及び周辺地域支援等に関する法律(1995)/2007.1.3	NIMBY現象に対応するために制定。廃棄物処理施設選定の際、地域住民の参加などを規定	
首都圏埋立地管理公社の設立および運営に関する法律(2000.1.21)	首都圏埋立地管理公社の設立と運営について規定	
建設廃棄物の再活用促進に関する法律(2003.12.28)/2006.12.28	建設廃棄物の減量および適正処理や再生骨材の使用促進などを規定	
韓国環境資源公社法(1993)/2003.12.30	公社が適切な廃棄物管理を行うために必要な事項などを規定	
家畜糞尿の管理及び利用に関する法律(2006.9.27)/2007.9.28施行	家畜糞尿の適切な資源化または処理などに関連する事項を規定	

出所) 筆者作成

¹ 北海道大学大学院経済学研究科博士後期課程

1990年代に入ると、再活用²促進のために、「資源の節約と再活用促進に関する法律、以下資源再活用法」が、そして、「バーゼル条約」の国内履行のために、「廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律、以下廃棄物の国家間移動法」が制定されるなど、廃棄物関連法規の整備が行われるようになった。

廃棄物管理の分野における長期計画としては、廃棄物管理法第8条に基づいた「国家廃棄物管理総合計画(10年単位)」が挙げられる。同計画は、環境政策基本法による「環境保全長期総合計画(10年単位)」の下位計画であると同時に、「資源再活用基本計画(5年単位)」、「生ゴミ資源化基本計画(5年単位)」、「市・道廃棄物処理基本計画(10年単位)」の上位計画として位置づけられている。現在、第2次計画(対象期間:2002~11年)が実施中である。政策目標として、「持続可能な資源循環型の経済社会基盤の確立」というテーマを設定し、この目標を達成するために、5つの分野(廃棄物の最少化、廃棄物の資源化、廃棄物の安全管理、廃棄物管理の先進化、国際動向への対応)で、新たな政策の策定および執行が推進されている。第2次計画期間は、廃棄物管理における役割分担の見直しおよび競争体制の構築(2002~05年)、廃棄物管理インフラの構築およびその体制整備(2006~08年)、21世紀の新たな廃棄物管理体制の本格的起動および政策の診断(2009~11年)など、3つの時期に分けられ、中期計画が立案・執行されている。

表2 廃棄物管理における中・長期計画の主な内容

区分	時期区分	主な内容
国家廃棄物管理総合計画 (2002~2011)	第1段階:2002~05年 廃棄物管理における役割分担の見直し および 競争体制の構築	経済主体別の合理的な役割体制の確立: ゴミ有料化の改善、事業場廃棄物における排出者責任の拡大 生産者が主導する廃棄物再活用体制の拡張: 生産者への再活用目標率の付与、材質・構造改善及び減量化誘導 廃棄物の効率的な管理のための情報化: 廃棄物適法処理証明システム(マニフェスト)の構築 第2次全国廃棄物統計調査の実施 環境にやさしい国際大会(Wカップ、アジアゲーム)の開催など
	第2段階:2006~08年 廃棄物管理インフラの構築および その体制整備	廃棄物管理のための法律の整備: 建設廃棄物、感染性廃棄物の効率的な管理 統合廃棄物管理システムの完成 情報システムを利用した廃棄物管理の本格的推進: 廃棄物適法処理証明システム(マニフェスト)の対象を拡大
	第3段階:2009~11年 21世紀の新たな 廃棄物管理体制の 本格的起動	第2次総合計画の推進成果の評価および第3次総合計画の立案 第3次全国廃棄物統計調査の実施 世界的潮流に対応する政策の推進

出所) 環境部(2002)を参考に筆者作成

² 韓国ではリサイクルとほぼ同じ意味で、「再活用」という用語が一般的に用いられている。異なる文脈では別記することとする。

第2節 廃棄物・リサイクル関連の省庁

韓国では、環境管理に関連する業務と機能は、中央と地方との間で分担して遂行されている。中央官庁の一つである「環境部」は、環境関係法令の立案や規制の設定など、環境政策の総合的な立案を担当している。その執行責任については、「地方環境庁」と地方自治体が分担している。地方環境庁には、河川の水質を管理する4つの地方環境庁、地域を管轄する3つの地方環境庁、首都圏の大気管理を目的とした「首都圏大気環境庁」がある。これらすべての庁については、環境影響圏別の環境管理計画の立案とその施行、環境汚染源の調査および汚染度測定・分析、指定廃棄物の管理などがその主な業務となっている。一方、地方自治体は、管轄地域における環境保全対策の立案とその施行、生活廃棄物の収集・処理などの固有の業務と、産業団地を中心に、汚染物質を排出する業者の管理など環境部長官からの委任業務をともに遂行している。

(1) 環境部 (Ministry of Environment, MOE)

「環境部」は、2006年現在、2室5局4官30課1企画官8担当官で構成されており、水・土壌・廃棄物などの環境にかかわる全分野を管轄している中央官庁である。5局のうち「資源循環局³」は、「資源循環型の経済社会」を構築するための制度整備およびその施行に関する計画立案を主な業務としている。同局は担当分野により、「資源循環政策課」、「生活廃棄物課」、「産業廃棄物課」、「資源再活用課」という4つの課で構成されている。産業廃棄物については、一般的な管理は、「産業廃棄物課」が、減量化および再活用に関する事項は、「資源再活用課」が担当している。

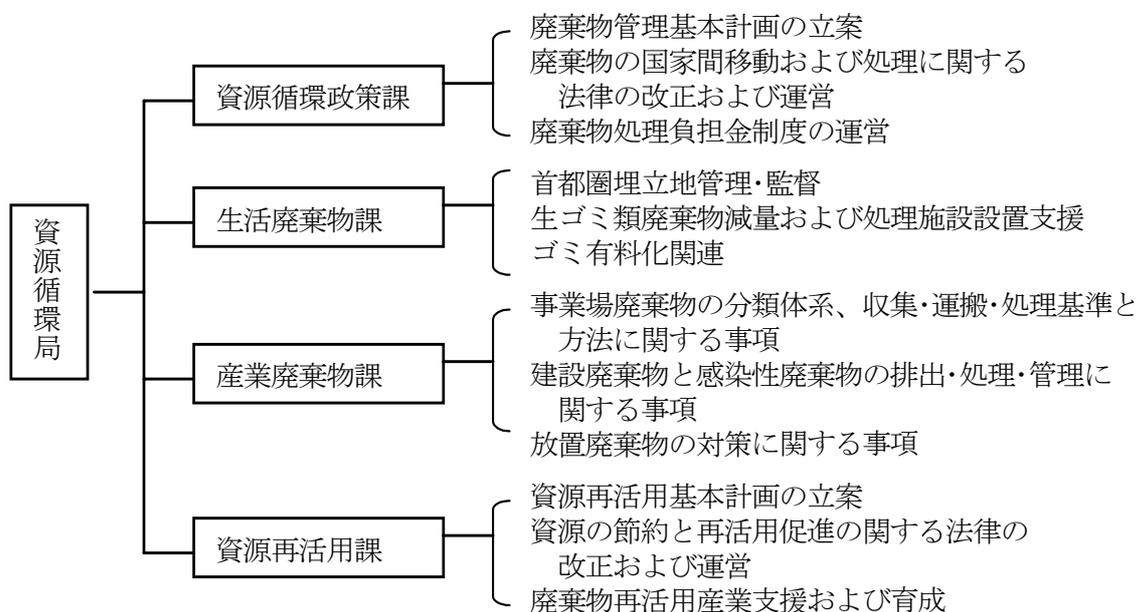


図1 韓国における廃棄物管理の組織と主要業務

出所) 環境部のホームページ(www.me.go.kr)に基づいて筆者作成

³ 2005年2月から、「廃棄物資源局」から資源循環局へ改称された。

(2) 韓国環境資源公社 (Korea Environment & Resources Corporation、ENVICO) 「韓国環境資源公社法」に基づいて設立された機関である。環境部に属している傘下機関であり、環境政策と関連する実務的な管理・監督の機能を果たしている。廃棄物の発生抑制・再活用および適正処理のための事業を効率的に遂行することにより、「循環型資源管理システム」の構築に寄与することが、その設立目的となっている（韓国環境資源公社法第1条）。廃棄物管理との関連では、「生産者責任再活用制度（Extended Producer Responsibility）」の運営、「廃棄物負担金制度」の運営、事業場廃棄物の「適法処理証明システム（マニフェスト）」、「事業場廃棄物の減量化制度」の施行および管理、「廃棄物交換利用制度」の管理などが同公社の主な業務内容となっている。そして、廃棄物の再活用に関する調査、統計管理および情報の提供も同機関により行われている。

第3節 業界団体やNGO

韓国では、新たな再活用政策の導入により、いくつかの関連団体が組織されている。生活廃棄物の場合は、生産者責任再活用制度の採用により、10の対象品目ごとに団体が組織されている(2007年現在)。そして事業場廃棄物の場合は、おもに「放置廃棄物」（業者が処理を目的で保管している廃棄物で、法律で定められている期間を超えて、事業場内に放置されているもの。詳細は第9節参照）の効率的処理のために、事業場廃棄物の種類ごとに、4つの協会が組織されている。

表3 韓国におけるリサイクル関連の主要団体

団体名	概要	URL
大韓タイヤ工業協会	廃タイヤの回収・再活用	http://www.kotma.or.kr/
韓国潤滑油工業協会	廃潤滑油の回収・再活用	http://www.kloia.or.kr/
韓国金属缶資源協会	金属缶の回収・再活用 会員 440 社(金属缶素材・製缶・缶生産者)	http://www.can.or.kr/
韓国 PET ボトル 再活用協会	PET ボトルの回収・再活用 469 社参加	http://www.petrecycle.or.kr/
韓国電子産業環境協会	廃電子製品の回収・再活用	http://www.aee.or.kr/
韓国発泡スチレン 再活用協会	発泡スチレンの再活用事業の推進	http://www.eps.or.kr/
韓国プラスチック 資源循環協会	韓国プラスチック工業協同組合、 韓国プラスチック再活用協会、 韓国石油・化学工業協会の統合団体	http://www.replastic.or.kr/
韓国紙パック再活用 事業協会	紙パックの回収・再活用	http://www.pack.or.kr/
韓国照明再活用協会	蛍光灯の回収・再活用	http://www.recyclinglamp.org/
韓国産業廃棄物 処理協会	事業場廃棄物と放置廃棄物の処理および発生 防止が設立の主な理由	http://www.kiwtma.co.kr/

	焼却・埋め立てに従事する業者が多い	
韓国廃棄物再活用 共済協会	再活用業者 1,300、 中間処理業者 200 程度が加入	http://www.kowra.or.kr/
大韓建設廃棄物協会と 大韓建設循環資源協会	各々163 社と 240 社が参加 両協会の業務は相互補完的	http://www.conwas.com/ http://www.koras.org/
韓国感染性廃棄物協会	感染性廃棄物の適正処理と、放置廃棄物の処理および発生防止のための共済事業を目的	http://www.kiwa.com/
資源循環社会連帯 (ゴミ問題の解決のための市民運動協議会)	約 250 の市民環境団体が連携 運営には、「補助金の予算及び管理に関する法律」にもとづき、予算面の支援を受けている。	http://www.waste21.or.kr/
韓国生活資源 再活用協会	電子製品や家具など大型廃棄物の回収・販売 ソウル 27 ヶ所など全国で 80 ヶ所の支店設置	http://www.recycle.or.kr /

出所) 筆者作成

第 4 節 廃棄物の定義

現在の韓国の廃棄物管理法においては、廃棄物は「ゴミ、燃焼財、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などで、人間の生活や事業活動に必要ではなくなった物質」として定義されている（廃棄物管理法第 2 条 1 項）。この規定からすると、ある物が廃棄物であるかどうかの判断基準については、排出者の観点から定義が行われていることが分かる。つまり、排出者ではない第三者に有用であるかどうかには関係なく、排出者の使用後、有償または無償で第三者に譲渡する場合にも、規定上では廃棄物として取り扱われるようになる。たとえば、自社で生産された欠陥製品を再び原料として使用する場合には、廃棄物として扱われないが、他社の欠陥製品を製品生産の原料として使う場合には、廃棄物として認定される、ということである。

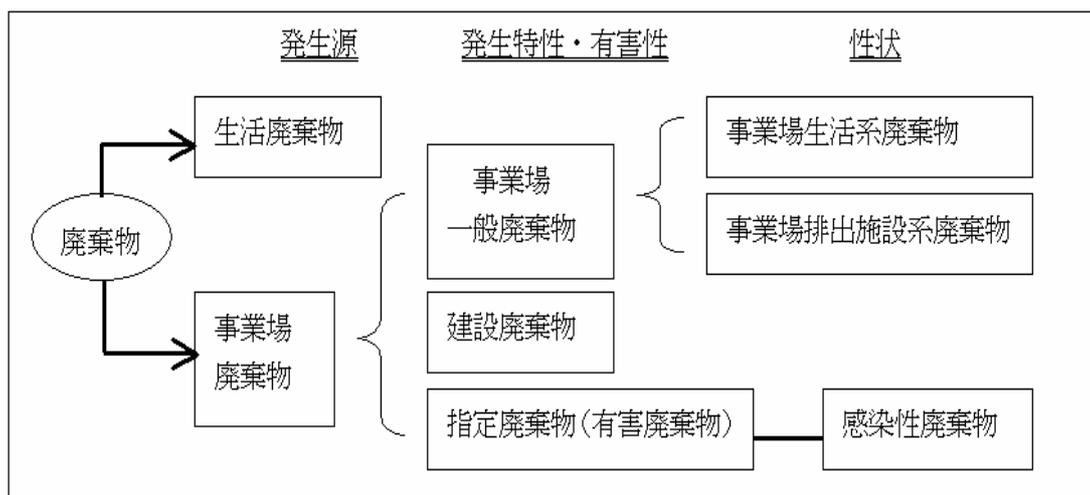
廃棄物管理法では、廃棄物が「有害性」を基準にして、「一般廃棄物」と「特定廃棄物」とに区分・管理されていた。その後、1995 年の同法の改正によって、「発生源」の概念が加わるようになり、「生活廃棄物」と「事業場廃棄物」とに大きく分けられた上で、管理が図られるようになった。有害な廃棄物は、「指定廃棄物」に分類され、収集・運搬・保管および処理に関する基準と方法とが、他の事業場廃棄物とは異なるものとされた。

生活廃棄物とは、事業場廃棄物以外の廃棄物のことで、一般的に地方自治体にその処理責任がある。事業場廃棄物とは、「大気環境保全法」・「水質環境保全法」または「騒音・振動規正法」により排出施設を設置・運営している事業場と、大統領令の定める事業場で発生する廃棄物を指す。大統領令による事業場の範囲では、

- ・「水質環境保全法」の規定により、排出終末処理の施設を設置・運営している事業場
- ・「下水道法」により下水終末処理施設を設置・運営している事業場
- ・「汚水・糞尿及び畜産排水の処理に関する法律」により糞尿処理施設や畜産排水公共処理施設を設置・運営している事業場
- ・指定廃棄物を排出している事業場
- ・廃棄物を一日当たり 300kg 以上排出する事業場

・ 建設工事により廃棄物を 5kg 以上排出する事業場が含まれている。事業場一般廃棄物のうち、生活廃棄物と性状が類似している廃棄物の場合(事業場生活系廃棄物)は、地方自治体の条例により、生活廃棄物として収集・運搬・保管・処理することができる。

図 2. 韓国における廃棄物の分類



出所) 筆者作成

指定廃棄物は、事業場廃棄物のうち、廃油や廃酸など環境に対する有害性が高く、特別な管理が求められるもので、その対象は大統領令により定められている。2006 年現在、11 種類の指定廃棄物が認定されている。指定廃棄物には、廃合成高分子化合物 2 種類、汚泥類 2 種類、廃農薬、腐食性廃棄物 2 種類、有害物質含有の廃棄物 8 種類、廃有機溶剤 2 種類、廃ペイントおよび廃ラッカー、廃油、廃石綿 3 種類、PCB 含有廃棄物 2 種類、廃有毒物、感染性廃棄物などが含まれている(詳細は図 3 参照)。

図3 指定廃棄物の種類

1. 特定施設で発生する廃棄物
 - ① 廃合成高分子化合物：i) 廃合成樹脂、ii) 廃合成ゴム
 - ② 汚泥類：水分含量が95%未満もしくは固形物含量が5%以上のものに限る。
 - i) 廃水処理汚泥、ii) 工程汚泥
 - ③ 廃農薬：農薬の製造・販売場で発生するものに限る。
2. 腐食性廃棄物
 - ① 廃酸：液体状態の廃棄物で、水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。
 - ② 廃アルカリ：液体状態の廃棄物で、水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。
水酸化カリウムと水酸化ナトリウムを含む。
3. 有害物質含有の廃棄物
 - ① スラグ：鉄鋼原石の使用による高炉スラグを除く。
 - ② 粉塵：大気汚染防止施設で捕集されたものに限る。焼却施設で発生したものは除く。
 - ③ 廃鋳物砂
 - ④ 廃セラミックおよび二度釜前の釉薬を塗った陶磁器欠片？
 - ⑤ 焼却材
 - ⑥ 安定化または固定化処理物
 - ⑦ 廃触媒
 - ⑧ 廃吸着剤および廃吸収剤
4. 廃有機溶剤
 - ① ハロゲン族
 - ② 他の廃棄有機溶剤
5. 廃ペイントおよび廃ラッカー（ペイントおよびラッカーと有機溶剤が混合されたもの）
6. 廃油（油成分が5%以上含有したものを含む）
7. 廃石綿
 - ① 石綿の製造・加工の際または工作物・建築物の除外の際、発生するもの。
 - ② 固形化した石綿製品などの切断、加工工程で発生する粉塵
8. PCB含有廃棄物
 - ① 液体状態のもの：1ℓ当り2ppm以上を含有するものに限る。
 - ② 液体以外のもの：溶出液1ℓ当り、0.003ppm以上を含有したのものに限る。
9. 廃有毒物
10. 感染性廃棄物
11. 他に周辺環境を汚染させる有害物質として環境部長官が定め、公示する物質

汚泥類や廃吸着剤および廃吸収剤の場合は、含有する有害物質の量により、指定廃棄物に当てはまるかが決められる。その基準は、廃棄物工程試験による溶出試験の結果、溶出液1ℓ当りの量で定められている。溶出試験に関する試験方法や基準値を表4に例示する。

表4 溶出試験方法

成分	溶出試験方法
Cyanogen	吸光光度法 イオン電極法
クロム	原子吸光光度法、吸光光度法、誘導結合プラズマ発光光度法
六価クロム	原子吸光光度法、吸光光度法、誘導結合プラズマ発光光度法
Cu	原子吸光光度法、吸光光度法、誘導結合プラズマ発光光度法
カドミウム	原子吸光光度法、吸光光度法、誘導結合プラズマ発光光度法
鉛	原子吸光光度法、吸光光度法、誘導結合プラズマ発光光度法
砒素	原子吸光光度法、吸光光度法、誘導結合プラズマ発光光度法
水銀	原子吸光光度法(還元気化法)、吸光光度法
有機燐	ガスクロマトグラフ
PCBs	(溶出溶液中のPCBs) ガスクロマトグラフ
	(液状廃棄物のPCBs) ガスクロマトグラフ(質量分析法)
揮発性低級塩素化炭化水素類	ガスクロマトグラフ(溶媒抽出法)
ハロゲン化有機物質	ガスクロマトグラフ(質量分析法)
感染性微生物	特定抵抗性微生物孢子検査法、細菌培養検査法、滅菌テープ検査法

注:誘導結合プラズマ発光光度法

(Inductively Coupled Plasma Emission Spectrophotometry)

出所)環境部(2004)に基づいて筆者作成

感染性廃棄物⁴とは、人体組織などの摘出物、脱脂綿、実験動物の死体など、医療機関や実験・調査機関などから廃棄される人体に害を与える物質のことで、大統領令で定められている廃棄物のことを示している(詳細は表5参照)。

表5 感染性廃棄物の種類

組織物類	人体または動物から摘出・切断された物体、動物の死体、実験動物の死体と、人体または動物の血・うみ・分泌物
脱脂綿類	人体または動物の血・うみ・排泄物・分泌物または消毒薬の付いた脱脂綿・包帯・使い捨ておむつ・生理用品
廃合成樹脂類	使い捨て注射器・授液セット・血液バック・血液透析の際用いられた廃棄物
病理系廃棄物	試験・検査などに使用された培養容器・廃試験管・スライド・カバーガラス・血液瓶・廃手袋・廃血液

⁴ 2007年2月現在、感染性廃棄物を「医療廃棄物」へ改称することを主な内容とした廃棄物管理法の改正が推進されている。案によれば、医療廃棄物とは、保健、医療機関、動物病院、試験・検査機関などで排出される廃棄物のうち、人体に感染など危害を与える恐れがある廃棄物と、人体組織などの摘出物や試験動物の死体など保健、環境保護上で、特別な管理が要すると認定される廃棄物で、大統領令で定められる廃棄物を指す。

損傷性廃棄物	注射針・手術用ナイフ・歯科用針
混合感染性廃棄物	組織物類または損傷性廃棄物と混合・接触した廃棄物で、他の感染性廃棄物に分類されていない廃棄物

出所) 廃棄物管理法の別表 1 の 2 から筆者作成

第 5 節 廃棄物の排出者の責任

事業場廃棄物の排出者には、廃棄物管理法第 24 条により、以下のことが基本的義務として規定されている。

事業場廃棄物の排出者は、事業場内で発生するすべての廃棄物に対し、適正処理を行わなければならない。そして、廃棄物減量化施設の設置、技術開発および再活用などの方法で、事業場廃棄物の発生を抑制しなければならない。また、廃棄物の収集・運搬・処理を委託する場合には、受託者の廃棄物収集・運搬・処理能力を確認する責務が課せられている(受託者の処理能力確認の義務)。委託者は委託契約を結んだ後、受託処理能力確認書の写しを、事業場廃棄物の「排出申告書」または「廃棄物処理計画書」に添付して、地方自治体や地方環境庁へ提出する。そして、事業場廃棄物の排出者は、一定の期間以内に事業場廃棄物の種類および発生量を地方自治体に申告する義務がある。申告した内容に変更が生じた場合にも、改めて変更を申告する義務がある。事業場廃棄物の排出者がその事業を譲渡したり、死亡したりした場合または法人の合併があった場合、譲受人・相続人または合併後の法人は、当該事業場廃棄物に関連する権利・義務とともに継承する。

受託者の処理能力確認を行った際に生じる不法投棄に関しては、その処理責任が、委託業者にある。しかし、廃棄物の処理能力などを確認せずに、処理業者に委託し、処理業者が不法投棄など不適切な方法で処理を行なった場合、「廃棄物管理法」第 24 条に基づいて、排出者にその処理責任が課せられる(環境部作成の質疑応答集より: 2005.5.12)。

第 6 節 廃棄物処理・処分業者

韓国では、他人の排出した廃棄物を請け負って処理を行なう際には、「廃棄物処理業の許可」または「再活用の申告」が求められている。廃棄物処理業は、廃棄物の種類により、収集・運搬業、中間処理業、最終処理業、総合処理業に分類されて、管理が行われている。

廃棄物処理業の許可を得るためには、「廃棄物処理事業計画書」に、①処理対象廃棄物の「収集・運搬および処理計画書」、②排出施設の「設置許可書」または申請時の添付書類、③焼却を業種にしている中間処理業と最終処理業との場合には、環境部長官の公示する事項を含んだ施設設置の「環境性調査書」を添付して、廃棄物処理施設設置予定地を管轄する地方自治体または地方環境官庁長(「指定廃棄物」の場合に限る)に提出し、「適合通告」を得なければならない。「適合通告」を得た業者は、業種・分野別に必要な施設および技術能力を獲得した上で、「適合通告」から 2 年(収集・運搬業の場合は 6 ヶ月、焼却または埋め立て施設の設置が必要な場合は 3 年)以内に、担当官庁からの許可を得なければならない。許可された廃棄物に限ってのみ、業者は収集、運搬および処理を行える。各種施設および技術に関する基準は、廃棄物管理法の「施行規則別表 6」に規定されている。また、交付された許可書に明記された廃棄物に限って、営業活動が許可される。

廃棄物処理業者は、引取った廃棄物を 30 日(感染性廃棄物の場合は 5 日)以内に処理

しなければならない。廃棄物処理業者には、排出者との「委託契約書」を3年間保管する義務がある。そして、廃棄物の収集・運搬または処理の段階で、環境汚染を防止しなければならない。正当な理由なしに、排出者による廃棄物処理委託を拒否することはできない。また、廃棄物処理業者（収集・運搬業者は除外）および「再活用申告者」には、破産などにより生じる「放置廃棄物」の処理のために、「放置廃棄物処理の履行保証」の履行が求められている（詳細は第9節参照）。

廃棄物処理業者は、廃棄物の処理費用で営利活動を行なうという点で、請け負った廃棄物を製品製造への原料などとして再利用することを目的とする再活用申告者とは異なる法的地位を有している。つまり、廃棄物処理業者は、一定の施設を確保して、管轄官庁からの許可をあらかじめ得なければならない。とりわけ、感染性廃棄物を取り扱っている業者は、それを他の廃棄物と区別して、収集・運搬・処理する施設および事業場を設置・運営しなければならない。

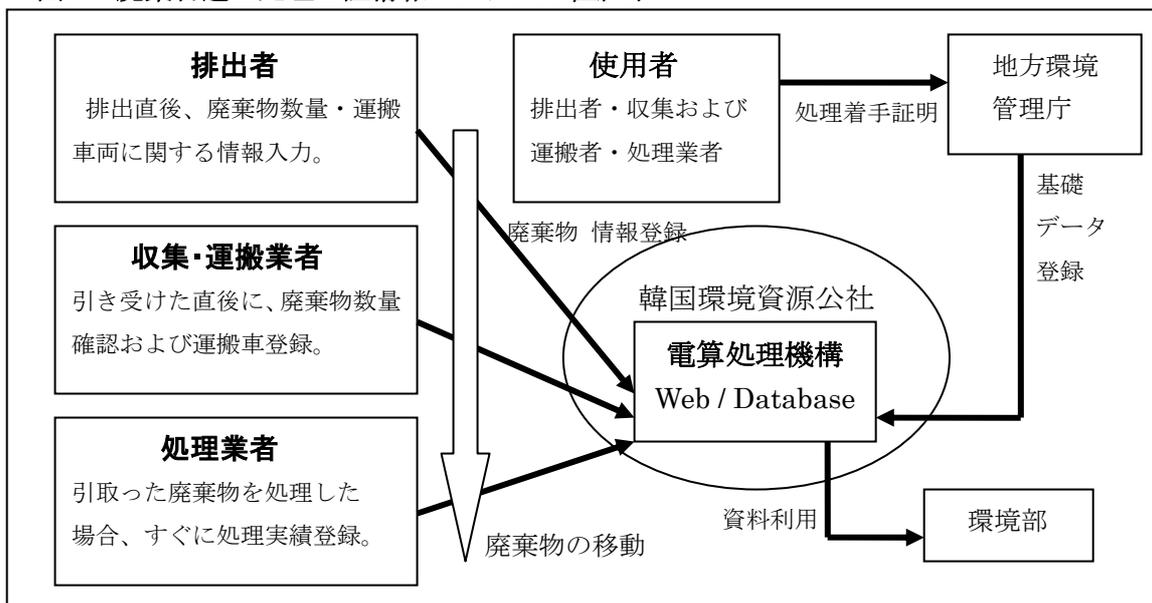
第7節 マニフェスト制度

指定廃棄物を対象に、処理過程の透明性を確保するため、1999年の「廃棄物管理法」の改正により、「指定廃棄物の処理証明制」が導入された。その主な内容として、指定廃棄物の排出者は廃棄物に関する情報以外に、受託者から「受託確認書」を引き受けて、管轄機関に提出することなどがある。また毎年2月末まで、前年度の指定廃棄物の処理に関する「実績報告書」を作成して、地方環境官庁に提出することとされていた。しかし、従来の「廃棄物引継書」または「廃棄物簡易引継書」による廃棄物管理は、作成、郵送などの手続きが複雑であり、適正処理を確認するためには、過大な費用と時間が求められていた。そのため、廃棄物の排出から最終処理の段階までを、リアルタイムで確認し、効率的な廃棄物の管理を図るために、「廃棄物適法処理証明情報システム（電子マニフェスト制度）」が開発され、一年間のパイロット期間を経て、2002年9月から施行されている。

使用者は、「廃棄物処理計画書」や処理業の許可申請などを通じて、地方環境庁に最初の処理証明の手続きを行う。環境管理庁は、使用者に関する情報を電算処理機構に登録する。その後、使用者は電算処理機構に使用者申請をする。電算処理機構は、処理着手証明情報と使用申請を比較・確認した上で、使用承認を行う。電算処理機構に登録の手続きを済ませた業者には「廃棄物引継書」の作成義務が免除される。しかし、収集・運搬業者が廃棄物を引取った日から5日以上が経過しても、収集・運搬情報が登録されていない場合、処理業者が当該廃棄物を引取った日から2日以内に引取情報を登録しない場合、そして、処理業者が廃棄物を引取った日から一定の期間（「指定廃棄物」の場合は30日、「感染性廃棄物」の場合は7日）が経過しても、処理情報が電算機構に登録されていない場合には、事故引取情報に分類され、環境管理庁による指導・監督が行われることになっている。

上記のシステムの導入により、廃棄物処理業者が、入力および処理状況を随時確認することができるようになった。環境部を始めとする行政官庁も、管轄業者の廃棄物引取情報に容易にアクセスすることが可能で、その指導・監督機能が円滑に機能するようになるものと期待される。

図4 廃棄物適正処理立証情報システムの仕組み



出所) 韓国環境資源公社の適法処理情報システムホームページ (<http://www.wms-net.or.kr>) から再構成

同システムの使用対象者は、減量化義務対象の事業場、患者 100 人以上の総合病院、指定廃棄物を年間 200 トン以上排出する事業場、感染性廃棄物を排出する事業場などであるが、加入は義務ではない。2005 年 9 月からは、建設廃棄物の排出業者まで拡大された。2005 年現在、17,793 の業者が同システムを利用しており、指定廃棄物の排出業者が 50.1%、事業場一般廃棄物の排出業者が 21.6%、建設廃棄物の排出業者が 18.9%、感染性廃棄物の排出業者が 9.4%を占めている。指定廃棄物の場合には、適法処理の証明が法律で義務付けられているため、加入率がほぼ 90%に達している。指定廃棄物の総委託処理量のうち 84%が、事業場一般廃棄物の場合は 1.4%が同システムによる委託処理が行われている。

表 6 廃棄物適法処理証明情報システムの加入業者数と利用件数

区分	2002	2003	2004	2005
加入業者数	1,476	6,311	11,061	17,793
利用件数	81,023	255,009	331,168	467,725

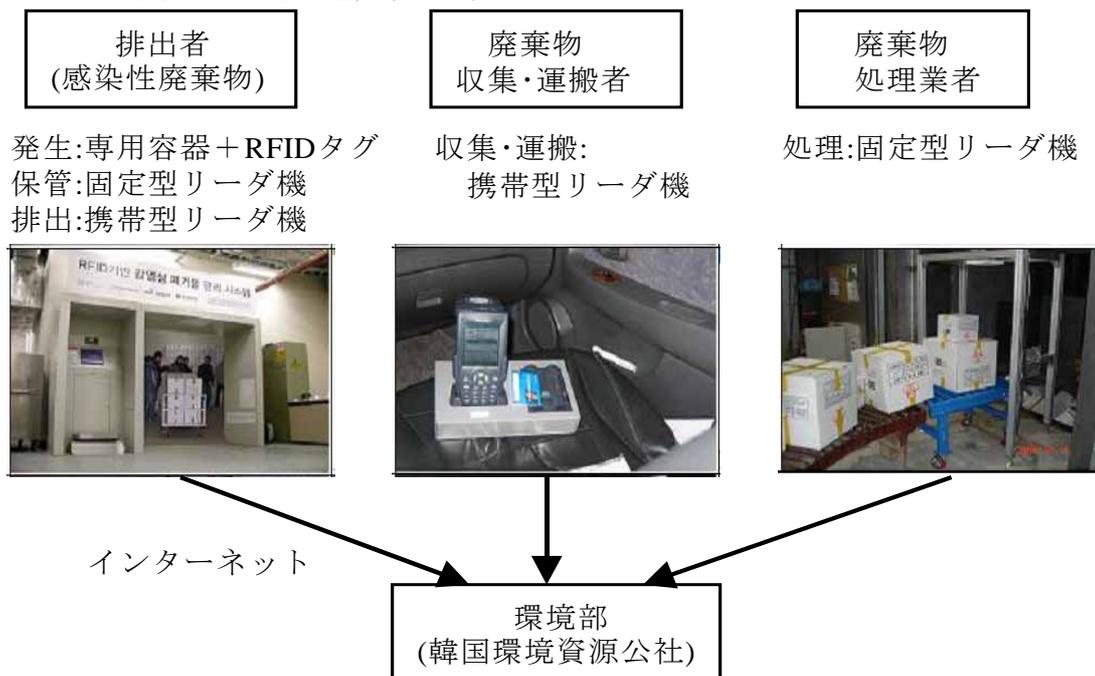
出所) 環境白書(2006)より作成

感染性廃棄物の場合は、管理業務の効率化と流通管理の高度化を通じて有害廃棄物の透明な管理を図るため、「無線周波数認識技術」(RFID: Radio frequency identification)の導入が検討されている。そのため、2005 年 12 月から 3 ヶ月間、首都圏に所在する 41 ヶ所の病院と収集・運搬業者 3 ヶ所、処理業者 1 ヶ所を対象に、RFID のパイロット事業が行われた。RFID とは、情報を無線周波数の形態で送・受信できるように、電子タグを付着しリーダ機を通じて、リアルタイムで情報を認識し処理できる技術である。

病院などの排出者は、廃棄物名・性状・発生日が登録されたタグを発行し、専用容器に添

付する。その後リーダ機でタグを読み、重量と保管日を記録し、倉庫に保管する。排出者は、廃棄物に関する事項と車両番号などを登録し、運搬者に引き渡す。運搬者は、携帯型リーダ機で、排出者から引継いだ廃棄物を登録する。そして、運搬者と処理業者の間にも同様な手続きが行われる。感染性廃棄物の運搬・処理に関する情報は、韓国環境資源公社の電算システム(<http://uwms.or.kr>) にリアルタイムで伝送できる。

図 5 RFID を利用した感染性廃棄物の管理



出所) 環境部の報道資料(2005)より作成

第 8 節 廃棄物の排出・リサイクルの現状

指定廃棄物を含む事業場廃棄物の排出量は、増加する傾向にある。そのなかでも、とくに、建設廃棄物は高い増加率を示している。2003 年度の場合、事業場廃棄物のなかでは、建設廃棄物はほぼ 60%を占めている。事業場廃棄物の発生量に関するデータは次の通りである。

表 7 韓国における事業場廃棄物の発生量の推移 (1999-2004) (単位: トン/日)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004
事業場一般	103,893	101,453	95,908	99,505	98,891	105,018
建設廃棄物	62,221	78,777	108,520	120,141	145,420	148,489
指定廃棄物	7,488	7,614	7,830	7,985	7,879	8,152
総計	173,602	187,844	212,533	227,631	252,292	261,659

出所) 環境白書(2006)

近年の事業場廃棄物の処理における注目すべき変化は、再活用の増加傾向と埋立処理の

割合の減少である。2003年においては、再活用が79.6%、焼却4.5%、埋め立て11.6%、その他4.3%であった。

表8 韓国における事業場廃棄物の処理状況（1999-2004）（単位：トン/日）

事業場廃棄物	1999	2000	2001	2002	2003	2004
発生量	173,602 (100%)	187,844 (100%)	212,533 (100%)	227,631 (100%)	252,292 (100%)	261,659 (100%)
再活用	125,990 (72.6%)	138,035 (73.5%)	158,842 (74.7%)	172,323 (75.7%)	200,829 (79.6%)	212,728 (81.3%)
焼却	8,893 (5.1%)	11,757 (6.3%)	12,105 (5.7%)	10,892 (4.8%)	11,338 (4.5%)	11,341 (4.3%)
埋め立て	30,573 (17.6%)	29,904 (15.9%)	32,677 (15.3%)	34,303 (15.1%)	29,377 (11.6%)	26,043 (10.0%)
その他	8,146 (4.7%)	8,148 (4.3%)	8,909 (4.2%)	10,113 (4.4%)	10,748 (4.3%)	11,547 (4.4%)

出所) 環境白書(2006)

事業場廃棄物の再活用と関連して、セメント焼成炉での廃棄物使用をめぐり、問題点が指摘されている。セメント焼成炉で廃棄物が使用され始めたのは、廃タイヤが補助原料として使用可能になった1995年からである。その後、セメントの原料確保が容易ではないことやエネルギー価格の上昇などにより、セメント焼成炉での廃棄物の使用は増加し、2004年には、副原料や補助原料として、288万トンの廃棄物がセメントの生産に使用されていた。しかし、セメント焼成炉と関連し、制度的措置が十分に設けられていなかったことなどにより、周辺地域への環境影響やセメントの品質低下などの問題が顕在化するようになった。2007年上半期には、セメント焼成炉の管理基準や使用可能な廃棄物の種類などを含む廃棄物管理法の改正が見込まれる。

表9 セメント焼成炉での廃棄物焼却による問題点と導入が検討されている対策

問題	対策
セメント製品で六価クロムが検出	セメントの六価クロム基準設定
一般焼却施設に比べて、基準が緩い	焼却施設に準ずる大気排出基準およびダイオキシンの規制
複雑な流通構造	セメント焼成炉に搬入される廃棄物の「廃棄物適法処理証明システム」への登録の義務化
バーゼル条約に違反している可能性がある。	使用可能な廃棄物の種類や基準などガイドラインの設定 輸出・入許可対象ではない一般廃棄物に対する「輸出・入申告制」の導入
環境影響	焼成炉周辺の影響調査およびダイオキシン測定の義務化

出所) 環境部(2006b)に基づいて筆者作成

第9節 廃棄物・リサイクルに関するプログラムなど

(1) 事業場廃棄物の減量化制度

「事業場廃棄物減量化制度」は、廃棄物管理法第24条第4項に基づいて施行されているもので、事業場廃棄物の発生抑制とその再活用を促進することを目的としている。その主な内容としては、廃棄物減量化の実績が優れている業者には、定期的な検査の免除などのインセンティブを提供し、減量化が進まない業者には、技術指導や各種減量化手法を指導することとされている。

「廃棄物の減量」というのは、「Pollution Prevention（汚染予防）」と一致する概念であり、廃棄物の発生抑制（投入量の削減、投入される財貨の物質代替、工程の改善）、廃棄物排出量と容積の削減（焼却などの処理過程による廃棄物自体の減容と無害化）、そして、再使用または再活用により、最終処分される廃棄物の容量を減少させること（製品または包装容器の再使用、熱エネルギーの回収）を意味している。

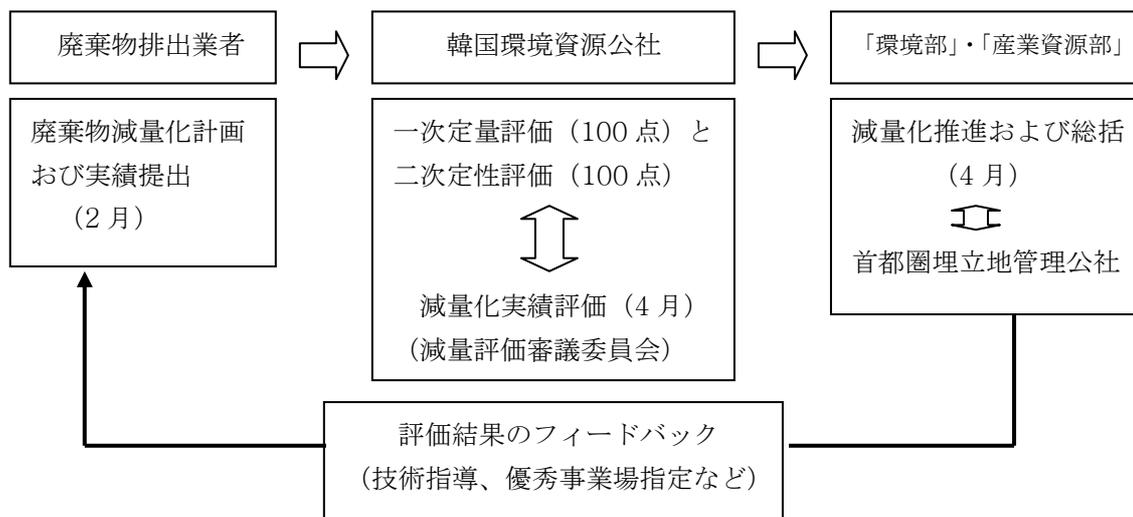
減量化制度の対象は、繊維製品の製造業など14業種のうち、「指定廃棄物」（感染性廃棄物は除外）を年間200トン以上排出する事業者（約700ヶ所）であったが、2004年度の廃棄物管理法の改正により、指定廃棄物以外の廃棄物を年間1,000トン以上排出する事業場（約1,000ヶ所）にまで拡大され、2006年には1,275ヶ所まで拡大された。

表10 業種別事業場廃棄物の減量化制度の対象 (単位、業者数)

繊維製品	石油精製および核燃料	化学製品	プラスチック製品	非金属 鉱物製品	第1次 金属産業	組み立て 金属製品
90	12	249	40	168	251	132
機械	電気機械	電子部品	医療・光学機器	自動車	他運送	電気ガス
51	18	120	2	79	17	46

対象業者は廃棄物減量化のために、3年ごとに自らの計画を立案して、提出しなければならない。未提出の業者には300万ウォンの賦課金が課せられる。提出項目には、原材料の使用量、製品生産量および売上げ、廃棄物の発生量および減量など定量指標6項目と廃棄物減量に対する経営陣の意思など定性指標4項目が含まれている。対象業者は、マニフェストシステムに接続して、減量化計画および実績などを毎年2月末までに提出し、また定量指標と定性指標についての書類の提出が求められる。減量化実績の分析集計後には、30人以内の専門家で構成される「減量評価審議委員会」により、減量化実績に対する評価が行われる。その結果、「定量評価」について80点以上獲得した上で、合計170点以上の事業場は、環境部長官により「優秀事業場」として認定される。優秀事業場で選定された場合は、定期検査の免除、政府からの優先的な支援金、新聞広告の掲載などのインセンティブが与えられる。

図6 事業場廃棄物の減量化制度のフローチャート



その反面で、2年連続で減量化の実績が下位20%の事業場のうち、希望する事業所には技術指導が無料で行われることになっているが、義務事項ではない。2005年の場合、優秀事業場は10ヶ所、技術指導などが行われた事業場は7ヶ所であった。指導後の環境的效果としては、1,732トン(年)が削減され、経済的には26億ウォン程度の利益が得られた。

表11 技術診断・指導結果に関する効果推定 (単位、トン/年、百万ウォン)

業者	廃棄物名	環境的效果			経済的效果	内訳
		指導前(A)	指導後(B)	A-B		
A	廃合成樹脂	700	700	0	98	焼却処理から 全量再活用
B	廃ペイント	300	290	10	12	
C	廃酸	1,000	800	200	20	再使用
	廃白ボード	240	120	120	25	再活用
D	廃硫酸	2,000	1,600	400	40	再使用
E	廃油	470	146	324	136	
F	粉塵	200	0	200	20	処理費用
	スラグ	2,000	1,550	450	2,250	資源回収
G	廃練磨材	60	32	28	7	処理費用
総計		6,970	5,238	1,732	2,608	廃棄物 25%削減

出所) 韓国環境資源公社(2006)より作成

減量化制度の施行後における、製品生産量当たりの廃棄物の発生量と売上げ当たりの廃棄物の発生量に関する実績を表11にまとめた。2004年の場合、製品1tを生産することで、廃棄物が42.7kg発生し、そのうちの36.3kgがリサイクルされ、6.4kgの最終廃棄物が処理されていた。2003年の実績と比べて、1t当たりで廃棄物が7.7kg減少し、リサイ

クル量も 6.9kg 減ったことが分かる。このように、製品生産量当たりの廃棄物の発生量が大幅に減少した要因としては、金属産業や電子産業のように、トン当たり廃棄物の発生量が低い業種が対象事業場として含まれたことが挙げられる。一方、売上げ当たりで見ると、廃棄物の発生量が 3.1kg、リサイクル量が 2.1kg、前年度と比べて減少した。

表 11 減量化制度の施行後における、製品生産量当たりの廃棄物の発生量と、売上げ当たりの廃棄物の発生量
(kg/トン、トン/10 億ウォン)

年度		2002	2003	2004	
				実績	増減
製品生産量当たりの 廃棄物の発生量 (kg/t)	発生量	50.5 (100%)	50.4 (100%)	42.7 (100%)	△7.7
	再活用量	41.4 (82%)	43.2 (86%)	36.3 (85%)	△6.9
	最終廃棄物量	9.1 (18%)	7.2 (14%)	6.4 (15%)	△0.8
売上げ当たりの 廃棄物の発生量 (t/10 億ウォン)	発生量		65.7 (100%)	62.6 (100%)	△3.1
	再活用量		56.2 (86%)	53.3 (85%)	△2.9
	最終廃棄物量		9.4 (14%)	9.3 (15%)	△0.1

注) () 内は、それぞれ発生量に占める割合。

出所) 事業場廃棄物の減量実績の評価 (2005)

(2) 建設廃棄物の再活用促進に関する法律

韓国における「建設廃棄物」は、1990 年代後半から 2004 年まで、持続的に増加しており、事業場廃棄物の増加分の大部分を占めている。事業場廃棄物のなかでの割合も、2004 年度の場合、50%をはるかに上回っている(表 7 参照)。発生量の増加とともに、再利用率も徐々に上がり、2005 年に入っては、96.7%にも至っている。しかし、発生量自体が大きいため、埋立処理される廃棄物のなかでも、建設廃棄物は、首都圏埋立地で処理される廃棄物量の 53% (2003 年) を占めており、埋立地の枯渇の主要な要因となっている。その背景には、建設廃棄物は、他の廃棄物に比べ、適正処理に重点が置かれていて、発生抑制については、あまり注意が払われなかったことが挙げられる。また、再活用された建設廃棄物の用途としては、付加価値の低い盛り土や埋立用が大部分を占めていて、コンクリート骨材のような付加価値の高い部分での実績は活発ではなかったことは問題点として指摘できる。さらに、廃棄物管理法による建設廃棄物の管理には、高付加価値の再活用を促進するためとしては、制度的な限界も存在していた。つまり、建設廃棄物の適正処理と再活用促進のための法律が別々に制定され、管轄官庁も「環境部」と「建設交通部」とに二分化されていた。そして、再生骨材の品質基準や再活用促進に関する規定については、その大部分が公示や指針などの形態で規定されていたために、体系的で効率的な建設廃棄物管理が容易ではなかったことも考えられる。

表 12 建設廃棄物の処理内訳 (単位、千トン/年)

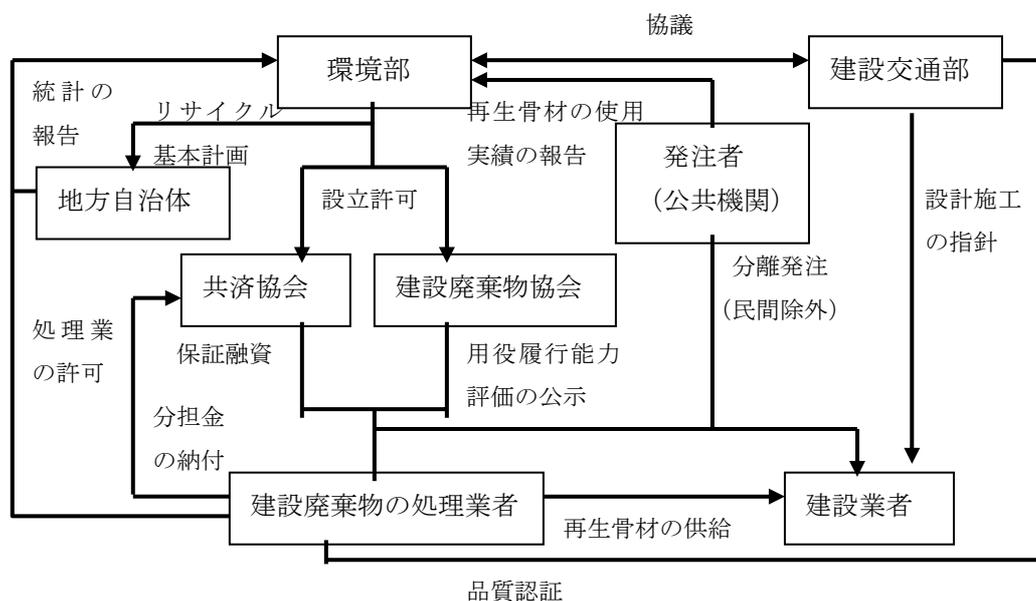
区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005
発生量	28,753.6	39,608.8	43,851.6	53,078.1	54,198.4	47,293.9
再活用	24,340.0 (84.7%)	34,000.8 (85.8%)	36,576.3 (83.4%)	47,253.5 (89.0%)	49,113.3 (90.7%)	45,744.6 (96.7%)
焼却	755.9 (2.6%)	884.8 (2.3%)	898.7 (2.1%)	815.0 (1.5%)	1,076.4 (2.0%)	314.7 (0.7%)
埋め立て	3,657.7 (12.7)	4,724.2 (11.9%)	6,376.6 (14.5%)	5,009.6 (9.5%)	4,008.7 (7.3%)	1,234.6 (2.6%)

注) 海域排出量は、数値が低いため、埋め立て量に含んで統計が作成されている
出所) 韓国資源再生公社(2006b)

建設物廃棄物の有している上記の問題に適切に対応するため、2003年12月に建設廃棄物に関する個別法が制定され、2005年1月から施行されることになった。同法の主要内容としては、第1に、循環骨材の品質基準および循環骨材の品質認証制度が導入・施行されること、第2に、「循環骨材」を「天然骨材」の代替用で再活用できる「道路建設工事」、「産業団地敷地工事」、「下水管設置工事」、「環境基礎施設設置工事」などについては、循環骨材の使用が義務化されること、第3に、建設廃棄物の処理業者のうち、収集・運搬業者に対する「用役履行能力評価制」を廃止すること、第4に、建設廃棄物の発生・処理状況の把握、循環骨材の円滑な需給のため、「建設廃棄物情報システム」が運営されるようになったことが挙げられる。また、建設廃棄物に関わる機関の役割の明確化も図られ、環境部は建設廃棄物の適正処理および再活用の促進政策を総括、建設交通部は循環骨材の品質管理および使用、自治体は排出者および処理業者に対する管理・監督のように分けられたことも特徴の1つである。

環境部は、建設廃棄物リサイクル基本計画の立案、「建設廃棄物」の分類、処理基準の制定、協会の設立許可などの制度全般を総括する。「建設交通部」は、「再生骨材（韓国では「循環骨材」と呼ぶ。）」の用途別品質基準および施工方法を設ける。地方自治体は、建設廃棄物リサイクルの基本計画に基づいて施行計画を実行し、処理業者の許可・監督機能を果たす。公共機関は、建設工事と「建設廃棄物」の処理とを分離して発注する。また、再生骨材の使用を義務化し、施工者は発注者のリサイクル義務を現場で履行する。一方、共済協会と建設廃棄物協会は、「建設廃棄物」の処理業者における放置廃棄物の処理保証業務と用役履行能力評価および公示とを行う。さらに、循環骨材の安定した需給を図るために、循環骨材の品質、最適な需要・供給情報などをオンラインでつなげる「建設廃棄物情報システム」を構築している。

図5 建設廃棄物の再活用促進法律の仕組み



出所) 環境部の作成した「建設廃棄物再活用の政策説明」から

また、建設廃棄物の再活用促進法の第8条に基づいて、「建設廃棄物再活用に関する基本計画(対象期間:2007-2011)」が公表された。同計画では、建設廃棄物の適正処理と再活用の促進を通じた国土環境の保全および公共福祉の増進が基調とされている。細部的には、3の実践目標、10の推進課題、2の推進施策で構成されている。

表13 建設廃棄物再活用に関する基本計画の内容

3大推進対策	10大重点の推進課題
建設現場で用いられる循環骨材における「実質再活用率」の向上	循環骨材の使用義務の対象工事および用途の拡大の推進
	性状別義務再活用率の目標率を再設定
	循環骨材の活用促進のためのインセンティブ策の推進
建設廃棄物の減量化	分別解体工事の段階別義務化の導入
	排出者の分離/選別/排出/履行の強化
	建設廃棄物の発生抑制のための設計/施工/技術開発及び普及
建設廃棄物の適正処理	建設廃棄物の処理基準の強化で、2次汚染の防止
	有害/汚染建設廃棄物の管理強化
2大推進施策	
建設廃棄物関連の政策/技術開発事業の推進(循環骨材の再活用政策に関する研究、適正処理技術など)	建設廃棄物の関連で、社会インフラの支援推進(生産設備の投資支援、再活用市場の形成など)

注:実質再活用率とは、建設現場で道路補助基層用以上の用途で使用されることの割合

出所) 環境部(2006c)に基づいて筆者作成

(3) 廃棄物交換利用制度

本制度は、必要な情報の不足により、埋立および焼却されてしまっている廃棄物についての再活用を促進するために、情報を共有することで排出者と利用者とを結び付け、廃棄物の減量を目的とした制度である。廃棄物排出者と再活用業者がインターネットを通じて、廃棄物の交換利用情報を登録し、必要な廃棄物情報を自ら検索・利用できる仕組みとなっている。廃棄物排出者には、廃棄物処理費用の節減が、廃棄物再活用業者には、原料の安定的な需給などが期待できる。

事業場で発生する再活用可能な廃棄物を、再活用業者へ供給することを希望する業者は、誰でも参加できる。ただし、廃棄物再活用業者に関しては、廃棄物中間処理業許可を有する業者および廃棄物再活用申告を終えた業者のみ参加することができる。2003年から施行された当制度には、2005年現在で、1,838の業者が登録している。そのうち、排出業者は1,470者、利用業者は368者である。関係するウェブ・サイトの管理は、韓国環境資源公社により行われている。

(4) 放置廃棄物処理履行保証制度

1990年代後半の「IMF 経済危機」以後、小規模の廃棄物処理業者が破産するケースが多数発生した。その結果、適正処理されないまま、事業場内に長期間放置された事業場廃棄物が急激に増加した。このような放置廃棄物の防止および適正処理を保障するために、1999年2月から放置廃棄物の処理費用を事前に確保するための「放置廃棄物の処理履行保証制度」が導入された。「放置廃棄物」とは、廃棄物処理業者および廃棄物再活用申告者が、一定の期間を超えて操業を中断した場合、一定の期間を定めてその処理を命じたものの、その命令を履行せずに廃棄物処理業者が保管している廃棄物である（「廃棄物管理法」第43条第2項）。その後、放置廃棄物の発生抑制への影響を高めるために、2003年廃棄物管理法の改正を通じて、放置廃棄物の処理履行保証対象者の範囲に事業場廃棄物の再活用申告者が含まれることや、加入の時期が営業開始前へ変更されるなどの条項が設けられた。

廃棄物処理業者（許可後）および再活用申告者（申告後）は、営業を開始する前に「共済協会へ分担金の納付」、「保証保険への加入」、「履行保証金の預置」のうちの1つの方法により、履行保証を果たさなければならない。共済協会に関しては、廃棄物ごとに四つの協会が運営中である。そして現在ではソウル保証保険（株）のみが保証保険の業務を取り扱っている。実際には、分担金の納付と保証保険への加入という方法で履行保証をしている業者が大部分を占めている（表14参照）。これには分担または預置する金額による経済的な誘因が働いたようである。

表14 放置廃棄物の履行保証の現状（2005）

（単位：業者の数）

区分	共済協会へ加入	保証保険	預置金預置	総計
処理業者	461(28.3%)	1,156(70.9%)	14(0.8%)	1,631
再活用申告者	1,129(38.3%)	1,815(61.6%)	1(0.1%)	2,945

総計	1,590 (34.8%)	2,981 (64.9%)	15 (0.3%)	4,576 (100%)
----	---------------	---------------	-----------	--------------

出所) 環境白書(2006)

放置廃棄物は、2003年881業者により2,801千トンが発生した。そのうち、1,660千トンが処理され、813千トンが最終的に放置廃棄物となった。2004年に421千トンが処理され、放置廃棄物が減少したが、2005年に入り、再び発生量の増加で、放置廃棄物が増加していることが確認できる。

表 15 放置廃棄物の発生と処理状況

区分		2003 まで	2004	2005.6
発生	発生業者数	881	4	21
	発生量(千トン)	2,473	2	331
処理	処理量	1,660	421	260
	残量	813	394	465

注:年度別発生量は、放置廃棄物の実際の発生時点ではなく、自治体から報告された時点(実際の発生時期は2002年以前が大部分)

出所) 環境部(2005b)より作成

第 10 節 廃棄物・循環資源の輸出入

韓国における廃棄物の輸出入は、1992年に制定・施行された廃棄物の国家間移動法により管理されている。そして、1994年には「バーゼル条約」に加入し、同年5月からは同条約の国内発効とともに廃棄物の国家間移動法の施行令が公表された。その後、1996年のOECD加入を経て、規制対象廃棄物の品目改正が1998年に行われ、98品目が輸出入統制の廃棄物となった。現在はバーゼル条約とOECDの規定での最近の動向を考慮し、2006年8月に品目改正が行われ、最終的に84品目(追加3品目、削除17品目(いずれも廃棄物))となった。

表 16 廃棄物国家間移動法の改正の主要内容

追加(3品目)	Waste metal cables coated、asphalt waste containing tar、Magnesium scrap
削除(17品目)	PVC coated cables、Flourinated polymer wastes、Chlorinated polymer and copolymer wastes (Polyvinyl chloride、Polyvinylidene chloride)、Residues arising from industrial waste disposal operations)、Aluminium skimmings (or skims)excluding salt slagUsed single use cameras with batteries) Wastes collected from households など

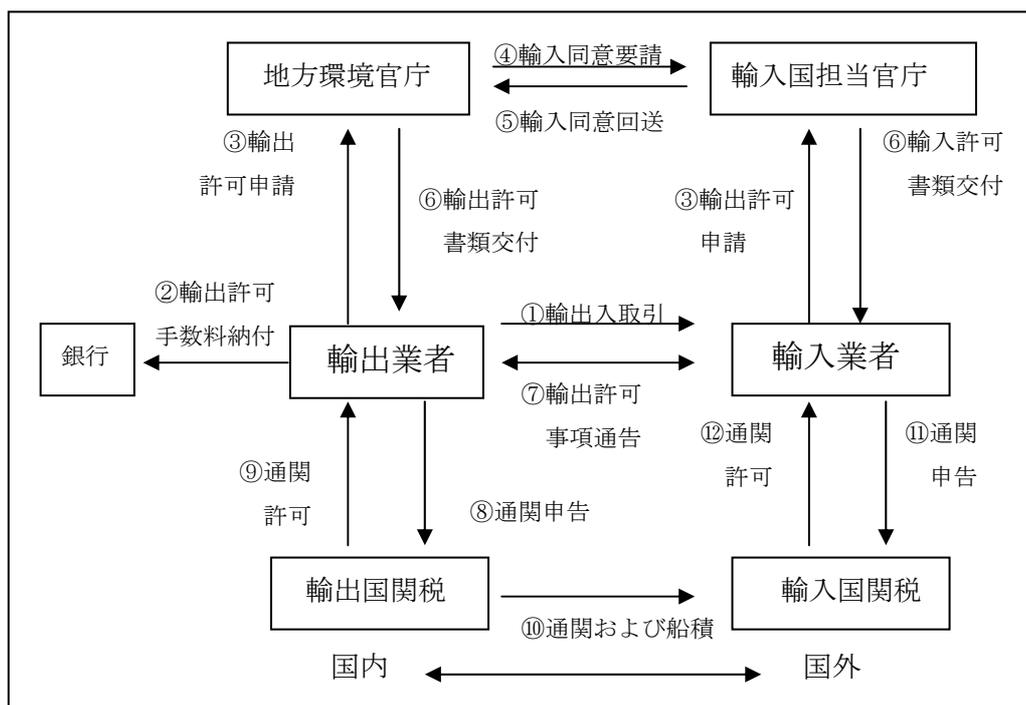
出所:筆者作成

実際の統制対象の廃棄物は、「廃棄物の国家間移動法」の施行令第2条の規定に基づき、

廃棄物のうち爆発性・有毒性の特徴を有している廃棄物と家庭からの廃棄物など国家間移動の面で、統制が必要であると考えられるものである。具体的な目録は、赤色廃棄物と黄色廃棄物とに分類され、環境部により公示されている。赤色または黄色廃棄物に該当する廃棄物は、輸出の際には廃棄物の排出場が所在している地域を管轄する流域・地方環境官庁から、輸入の際には輸入廃棄物の再活用(処理)施設が所在している地域を管轄する流域・地方環境官庁から許可を得なければならない。

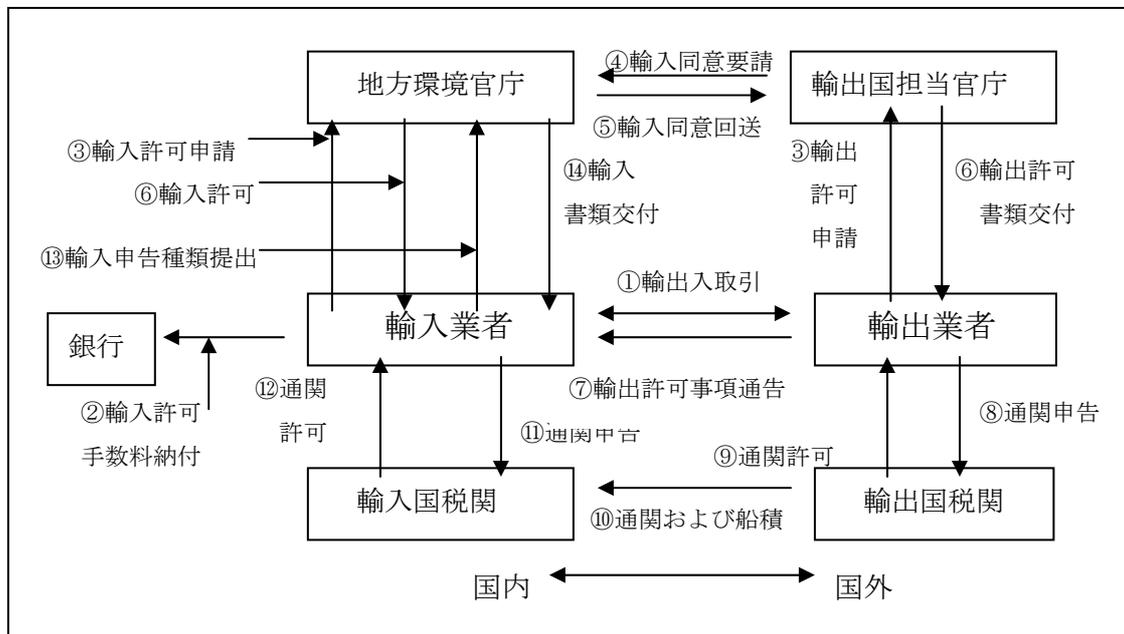
輸出の場合、一般人については、「廃棄物管理法」により廃棄物の収集・運搬・保管・処理が禁止されているため、廃棄物取扱者（廃棄物処理業者・廃棄物再活用申告者・廃棄物処理施設設置者）が収集・運搬・保管した廃棄物に対し、貿易に関する事項のみが代行できる。廃棄物取扱者が輸出手続を行う場合は、地方環境官庁の許可とともに、輸入国への輸入に対する同意も得なければならない。輸出可能な品目かどうかは、地方環境官庁に輸出許可書の提出後、12日以内に決められる。物理的・化学的特徴が類似した廃棄物について、定期的に同一のルート(同様な税関・同様な輸入人)で輸出を行う場合は、最大12ヶ月間の許可書を発給する「包括輸出」制度が設けられている。

図6 廃棄物輸出のフロー



輸入の場合については、一般人でも管轄の地方環境庁長の許可を得た後で、輸入することができる。統制対象の廃棄物ではない場合は、通常の商品と同じルートで輸入できる。ただし、一般人には廃棄物の運搬・処理が認められてはいないため、「廃棄物管理法」の規定により、廃棄物取扱者が処理・再活用しなければならない。廃棄物取扱者は、流域・地方環境官庁の輸入許可を必要とし、「廃棄物管理法」により処理しなければならない。廃棄物の輸入許可については、申請書の提出後、10日以内に輸入可能かどうかが決められる。

図7 廃棄物輸入フロー



廃棄物の輸出許可を得た者が、実際には輸出を行っていない場合、その内容を申告しない場合、輸入廃棄物の処理結果を担当官庁と輸出者に送付しない場合は、50万ウォンの料金が賦課される。

韓国における有害廃棄物の輸出入の実績は、別表表1の通りである。輸出の場合、1998年以後、急激に減少している。一方、廃バッテリーを中心に輸入が行われている。2004年の場合、輸出は行われていないが、廃バッテリーと鉛スクラップを中心に、約104,688tの有害廃棄物が輸入され、再活用された。

<参考文献>

環境部[2002]『第二次国家廃棄物管理総合計画』(韓国語)
 環境部[2004]『廃棄物の工程に関する試験方法改正案』(韓国語)
 環境部[2005a]『RFID基盤感染性廃棄物の管理システムの構築事業』(韓国語)
 環境部[2005b]『2005年上半期放置廃棄物の処理状況および今後の対策』(韓国語)
 環境部[2006a]『環境白書』(韓国語)
 環境部[2006b]『セメント焼成炉の管理改善に関する推進計画』(韓国語)
 環境部[2006c]『建設廃棄物の再活用に関する基本計画(2007-2011)』(韓国語)
 キム・クス[2005]『産業界有害廃棄物の危険と管理』集文堂(韓国語)
 弘文館[2005]『2005年環境関係法規一廃棄物編』(韓国語)
 韓国資源再生公社[2003]『事業場廃棄物減量化のガイドブック』(韓国語)
 韓国環境資源公社[2005]『事業場廃棄物の減量実績の評価(2004年度)』(韓国語)
 韓国環境資源公社[2006a]『2005年度事業場廃棄物の減量実績の評価』(韓国語)

韓国環境資源公社[2006b]『2005年度建設廃棄物の再活用統計に関する調査報告書』
(韓国語)

リ・スン・ヒ[2006]『有害廃棄物における輸出管理体系の改善方案に関する研究』(韓国語)

ホ・ヨング[2004]『事業場における放置廃棄物の管理のための基礎研究』仁川市発展
研究院 (韓国語)

市民環境研究所[2005]『感染性廃棄物関連制度の実態及び改善法案に関する研究』(韓国
語)

首都圏埋立地管理公社[2005]『事業場廃棄物減量化推進戦略樹立報告書』(韓国語)

シン・ウイスン[2005]『韓国の環境政策と持続可能な発展』延世大学出版部 (韓国語)

<ウェブ・サイト>

環境部 <http://www.me.go.kr>

韓国環境資源公社 <http://koreco.co.kr>

適法処理情報システム <http://www.wms-net.or.kr>

廃棄物交換利用制度 <http://exchange.okrecycle.com>

廃棄物再活用統計情報システム <http://stat.envico.or.kr>

大韓建設循環資源協会 <http://www.koras.org>

資源循環社会市民連帯 <http://www.waste21.or.kr>

韓国感染性廃棄物処理協会 <http://www.kiwaa.com>

韓国産業廃棄物処理協会 <http://www.kiwtma.co.kr>

別表1 有害廃棄物の輸出入の現状

(単位：t および千ドル)

<輸出>

区分		鉛廃棄物	イオン交換樹脂	Cuスラグ	亜鉛廃棄物	廃触媒	廃蛍光ガラス	廃液晶	廃水処理残材	タングステン	廃オイル	PVC	PCB廃液	総計
1997	数量	800	0.2		816	5,874.0	113.0					16.0		7,619.2
	金額	16.0	1.0		157.0	98.0	40.0					4.0		316.0
1998	数量			16		10,530.0	240.0	0.1		105.0				10,891.1
	金額			0.8		1,582.0	100.0	54.0		328.0				2,064.8
1999	数量			16			23.2	0.3	16.5		4.5			60.5
	金額			1.6			8.0	90.0	2.0		99.0			200.6
2000	数量							1.64					58.7	60.34
	金額							164.0					171.0	335.0
2001	数量												114.9	114.9
	金額												689.0	689.0
2002	数量												55.0	55.0
	金額												41.0	41.0
2003	数量												27.0	27.0
	金額												38.0	38.0
2004	数量													
	金額													

出所) リ・スン・ヒ(2006)

< 輸入 >

区分		廃バッテリー(鉛)	亜鉛廃棄物	PVC スクラップ	廃電池 (Ni、Cd)	Sludge	鉛スクラップ	総計
1997	数量	2,421.0	17.0	1,711.0	1,404.0			5,553
	金額	850.0	1.0	629.0	451.0			1,931
1998	数量	958.8		385.0	1,138.0			2,481.8
	金額	190.0		131.0	121.0			442
1999	数量	16,264			66.0			16,330
	金額	3,333.0			22.0			3,356
2000	数量	17,347.4		33.0				17,380.4
	金額	3,842.0		21.0				3,863
2001	数量	14,318		22.3		20.0		14,360.3
	金額	3,024.0		14.0		7.0		3,045
2002	数量	14,944		104.0				15,048
	金額	4,395		21.0				4,416
2003	数量	43,622			540.0	28.0		44,190
	金額	7,850			46,800.0	10.0		54,660
2004	数量	90,600			419.0	2,260	11,409.0	104,688
	金額	19,080			190.0	423.0	2,780.0	22,473

出所) リ・スン・ヒ (2006)